

## 個人防護具の補助対象期間に係る Q & A

(令和5年10月1日～令和6年3月31日補助分)

京都府健康対策課

### Q 1. 個人防護具の補助対象期間を限定する理由は何か。

A 1. 新型コロナの診療について、幅広い医療機関による自律的な通常の対応に円滑に移行するためには、外来対応医療機関のさらなる拡充が必要であるため、令和5年3月10日以降に新たに診療・検査医療機関又は外来対応医療機関の指定を受けた医療機関を対象に、設備整備への支援を令和5年度末まで延長して実施することとしました。

一方で、新型コロナに関する特別の補助制度等は令和5年度末で原則廃止され、令和6年4月からは、新型コロナ対応を組み込んだ新たな診療報酬体系による医療提供体制に移行する予定となっています。そのため今回、国において移行に向けた見直し（段階的な縮小）が行われ、本事業については、個人防護具のみ補助対象期間が限定されることとなったものです。

### Q 2. 具体的な補助対象期間はいつからいつまでか。

A 2. 補助対象期間は一定の感染拡大が生じている期間、具体的には「オミクロン株による感染拡大時のピークの在院者数の3分の1を超えた時点から、3分の1を下回った時点まで」とされましたので、京都府においては「府全体の在院者数が384人以上の期間」となります。

### Q 3. 補助対象期間が事前に確定しないが、どのように申請するのか。

A 3. 申請段階では、令和5年10月1日から令和6年3月31日の期間全てを補助対象期間として積算の上、申請してください。

令和6年3月末に、京都府から申請者に対し、「確定した補助対象期間」をお知らせしますので、これに基づき実績報告書の作成・提出をお願いします。

### Q 4. 補助対象期間が短ければ、交付決定額が減額されることもあるのか。

A 4. 補助対象期間の個人防護具の使用量が申請書に記載の量を下回る場合には、交付決定額を減額して確定することとなります。なお、補助対象外の期間が生じた場合にも、補助対象期間の使用量が申請書に記載の量を上回れば、交付決定額の減額は生じません。